

富士森高校生活指導の手引(2015年度改定)

★生徒手帳 (P.16) 「4. 生徒心得」

学校は学習する目的を持った集団生活の場であるから、その場にふさわしい自由で楽しい生活を送るためには、各自が守らねばならない約束事が必要である。

この生徒心得はそれらの約束事をまとめたものだが、互いによく守って、有意義な学校生活を送ろう。

1. あいさつ

1. 登下校の際や学校の内外を問わず、先生や友達同士、出会ったら挨拶を交わすようにしよう。
2. 言葉遣い、態度など高校生として品位を保ち、粗野に流れず明朗にしよう。
3. 学校への来客に対しては、快く丁寧に対応しよう。

2. 登下校

1. 登校は始業時刻のおよそ 10 分前までが望ましい。
2. 登校後は外出しない。ただしやむを得ず外出しなければならない時は、生徒手帳によって学級担任の許可を受ける。
3. 放課後は部活動をする者や、当番の勤務がある者の他は、すみやかに帰宅する。
4. 部活動その他の所用のため、下校時以後も居残る必要がある場合は、所定の特別活動届けを提出して学級担任(部顧問)の許可を受ける。
5. 通学の途中では、交通ルールを守って事故を起こさないように注意し、かつ見苦しい態度や行為をしない。
6. 通学の途中で事故が生じた場合、身に危険を感じた時は、ただちに学校、保護者、警察 110 番に連絡する。
7. 休日に登校する場合は、学級担任(部顧問)の許可を受ける。長期休業中等その手続きができない時は、登校当日、日直の先生の許可を受けてもよい。
8. オートバイ(原付を含む)、自動車による通学は認めない。
9. 自転車は、所定の場所に置き必ずかぎをかける。

3. 服装・頭髪

学校は生徒にとって学習の場所であるから、学習という目的に合致する服装をして登校しなければならない。学習環境を乱すような服装は認めない。

1. 本校所定の制服を着用すること。
2. 夏の略装期間は5月～10月とし、以下の規則による。
男子…指定のズボン(夏服又は冬服)にワイシャツまたはポロシャツ(白色無地)
女子…指定のスカート(夏服又は冬服)にワイシャツまたはポロシャツ(白色無地)
※ワイシャツ、ポロシャツは指定のもの(Fのイニシャル入り)以外でも白色無地ならば半袖、開襟も可
3. セーター、カーディガンなど上衣の下に着る衣類は、指定のものであること。パーカー、トレーナー等は禁止する。
4. 登下校時に使用する防雨・防寒用のコート類は、黒色又は紺色の単色で、落ち着いた感じを失わない型であること。校内では着用をしないこと。
5. 靴は黒の革靴等で学生向きのものであること。
6. 学習目的に合わない装身具(ピアス・ネックレス・指輪等)、所持品、化粧等は禁止する。
7. 頭髪については、染毛・脱色・パーマ・変型なカットや編みこみを禁止する。頭髪に手を加えた生徒は、元に戻してから再登校とする。
8. 本校所定のバッジを必ずつけること。校舎内では所定のうわばきを使用すること。
※紛失などでボタン等が必要な場合は西八王子北口「ムサシノ学生服」で販売している。

4. 集会・行事・掲示・放送

1. 集会を催す場合その他団体的行事を行う場合は、目的・日時・場所・人員・費用および責任指導者等についてあらかじめ係の先生を通して校長の許可を受ける。
2. 掲示や印刷物の配布、物品の陳列等をする場合は係の先生の許可を受ける。
3. 放送を行う場合は、係の先生の許可を受ける。

5. 施設・備品

1. 学校の施設・備品等は、常に大切に扱う。不注意や故意によって破損したり紛失したりした場合は弁償する。
2. 備え付けの学校備品類は、みだりに定位置以外に持ち出さない。
3. 施設または学校備品・運道具類を使用する場合には必ず係の先生の許可を受け、使用後は必ず元の位置に戻して置く。
4. 学校の電話を、やむを得ず使用する場合は係職員の承認を得てから使用する。
5. 禁じてある場所にはみだりに立ち入らない。

6. 清 掃

1. 毎日当番が分担区域の清掃整理を行う。
2. 大掃除は年間行事計画で決められた日に行う。また必要のある時に、係の先生の指示によって校舎内外の大掃除を行う。
3. 掃除用具の補充は、年度当初および必要な時に行う。

7. 金 品

1. 理由がなくて不相应な金品を所持しない。やむを得ず持参した場合は常に身につけておくか、または先生に預ける。行事の際は必ず貴重品袋を利用する。
2. みだりに金品の賃借をしない。
3. 金品を遺失もしくは拾得した場合は、ただちに生活指導部または日直の先生に届け出る。
4. 学校の内外を問わず、校長の許可がなくて金品を徴収することはできない。

8. 異常事態

1. 異常事態の起こった場合は、すみやかに先生に連絡して定められた体制に移るとともに係の先生の指示を受ける。
2. 負傷者や発病者があった場合は、ただちに先生に連絡する。

9. パン・牛乳の販売

1. パンの注文は、3時間目休みまでに行う。
2. 午前中授業の日には販売はなし。

10. その他

1. 校内で面会人があった場合には、必ず学級担任の承認を得てから面会する。
2. 平日の昼食はホームルームで指定の時間にとる。集会等特別の場合を除いては間食しない。
3. 学校の内外を問わず飲酒喫煙をしてはならない。
4. 麻雀、遊技場（パチンコ）等、高校生にふさわしくない場所には立ち入らない。
5. アルバイトは好ましくない。やむを得ず、行う場合は保護者の了解を得て、担任に届け出る。
6. 携帯・スマートホンの使用はルールを守り、必要以上に使用しない。また、授業中の使用は厳禁とする。
7. 人に迷惑をかけたたり公德に反したりする行為があった場合には、自宅謹慎等の特別指導を行う。